

第 3 号議案

平成31年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	32,100戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,614,000m ³
(3)	1 日 平 均 給 水 量	29,000m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	浄水施設費	380,013千円
	配水施設費	752,040千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,032,300千円
第1項	営業収益	1,693,914千円
第2項	営業外収益	338,384千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,865,100千円
第1項	営業費用	1,729,212千円
第2項	営業外費用	131,559千円
第3項	特別損失	3,829千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額967,400千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,062千円、建設改良積立金285,602千円、損益勘定留保資金601,736千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	709,300千円
第1項	企業債	358,900千円
第2項	補助金	200,476千円
第3項	出資金	111,582千円
第4項	負担金	28,772千円
第5項	基金収入	9,569千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,604千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成31年2月27日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

